複写

許可番号　第０９４３０００３２０３号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　大阪府和泉市テクノステージ二丁目３番２８号
氏　名　　大栄環境株式会社
　　代表取締役　下田　守彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長　内　田　広　之

許可の年月日	令和　８年１０月　２日
許可の有効期限	令和１３年１０月　１日

１．事業の範囲
⑴　事業の区分
　最終処分（埋立）
⑵　産業廃棄物の種類
　汚泥（無機汚泥であって、別紙に掲げる性状を満たすものに限る。）、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
　以上６種類
　これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液体状の物の容器又は包装であって不要物であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。

２．事業の用に供するすべての施設
　裏面記載のとおり

３．許可の条件
　裏面記載のとおり

４．許可の更新又は変更の状況
　令和　８年１０月　２日　新規許可

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　有・無

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

備考

複写

2．事業の用に供するすべての施設

最終処分（埋立）の用に供する施設

処理施設の種類	管　理　型　最　終　処　分　場
処　理　能　力	埋立地面積　　１７１，７５２㎡ 埋　立　容　量　１，４２５，１９６㎥
許可年月日等	平成８年２月２６日（設置許可：い保Ｆ第６号） 令和６年１月２３日（変更許可：い廃Ｆ第１２号） 令和８年５月２８日（譲受け許可：８廃第５３号）
設　置　場　所	福島県いわき市渡辺町田部字天神前１８番１　外８１筆

3．許可の条件

⑴　汚泥の処分にあたっては、当該汚泥が処分可能であることを確認するため、少なくとも６カ月に１回以上性状等の確認を実施し、いわき市長に性状等の分析結果を証する書類を提出すること。ただし、排出者が当該汚泥を排出する頻度が、これに満たない場合は、その排出の都度とする。

⑵　受け入れようとする産業廃棄物に特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）第２条第２項の規定による第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合、当該化学物質の名称及び量又は割合を処分前にいわき市長に報告すること。

（以下余白）

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

複写

別紙１　汚泥が満たすべき性状

次の表に掲げる物質等であって、産業廃棄物の種類により適用となる項目ごとに、定められた試験方法による分析の結果、基準を満たすと認められるもの

項目	基準	汚泥	試験方法
pH	3.0 以上	○	注１
含水率	85% 未満	○	注２
油分	1 mg/L 以下	○	注３
アルキル水銀	検出されないこと	○	注２
水銀又はその化合物	0.0005 mg/L 未満	○	注２
カドミウム又はその化合物	0.03 mg/L 以下	○	注２
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	○	注２
有機燐化合物	1.0 mg/L 以下	○	注２
六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下	○	注２
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	○	注２
シアン化合物	0.5 mg/L 以下	○	注２
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	0.001 mg/L 未満	○	注２
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 未満	○	注２
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 未満	○	注２
ジクロロメタン	0.02 mg/L 未満	○	注２
四塩化炭素	0.002 mg/L 未満	○	注２
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 未満	○	注２
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 未満	○	注２
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 未満	○	注２
1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 未満	○	注２
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 未満	○	注２
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 未満	○	注２
テトラメチルチウラムジスルフィド（チウラム）	0.006 mg/L 未満	○	注２
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（シマジン）	0.03 mg/L 未満	○	注２
S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート（チオベンカルブ）	0.02 mg/L 未満	○	注２
ベンゼン	0.01 mg/L 未満	○	注２
セレン又はその化合物	0.03 mg/L 未満	○	注２
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	○	注２
フェノール類	0.1 mg/L 未満	○	注２
銅又はその化合物	2 mg/L 以下	○	注２
亜鉛	1 mg/L 未満	○	注２
溶解性鉄	100 mg/L 以下	○	注４
溶解性マンガン	50 mg/L 以下	○	注４
クロム又はその化合物	0.2 mg/L 未満	○	注２
窒素含有量	60 mg/L 以下	○	注５
燐含有量	4 mg/L 未満	○	注５
ダイオキシン類	検出されないこと（TEQ）	○（注７）	注６

注1：試料10W/V%液を検液とし日本産業規格K0102-1に定める方法

注2：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示13号）

注3：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条第１項第４号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法（昭和51年環境庁告示第3号）又は排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）

注4：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示13号）に準じて試料10W/V%液を検液とし、日本産業規格K0102-3に定める方法

注5：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示13号）に準じて試料10W/V%液を検液とし、日本産業規格K0102-2に定める方法

注6：特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成４年厚生省告示第192号）

注7：ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第１第５号に掲げる廃棄物焼却炉（産業廃棄物焼却炉に限る。）による産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（排ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）に限る。

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。


県市区
島きら
福い!
は!
長!